

日本学術会議会員の任命拒否に対する会長声明

菅義偉内閣総理大臣は、2020年10月1日から任期が始まる日本学術会議の会員候補者6名について、合理的理由を示さずに任命を拒否した。

同会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として（日本学術会議法（以下、「法」という。）前文）、1949年1月に設立されたものであり、内閣総理大臣所轄の機関とされている（法1条2項）。

しかし、同会議の設置目的が「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（法2条）であることからすれば、同会議には、日本国憲法23条が規定する学問の自由から導かれる学術研究機関の自律性が保障されなければならない。政府による同会議の人事等への介入を許せば、同会議が政府の意向に沿う意見や政策を述べるだけの機関に陥り、前述した設置目的を達成できなくなるおそれが生じるからである。そこで、法は同会議について、政府から独立して科学に関する重要事項の審議等の職務を行う（法3条）機関として規定したのである。

上記趣旨により、設立当初の同会議の会員選出方法は全国の科学者による公選制によるものとされ、当然のこととして、政府の関与は認められていなかった。その後、1983年に現行の任命制の導入を是とした法改正がなされたが、その改正案の審議では、「内閣総理大臣による会員の任命行為は同会議の推薦に基づいて行われる形式的なものにすぎず、内閣総理大臣は推薦された候補者を拒否せずにそのまま任命する」という主旨の、同年5月10日及び同月12日の参議院文教委員会においてなされた答弁が前提にされていたのである。かかる経緯からも、現行の任命制下における内閣総理大臣による会員の任命行為（法7条2項）を、同会議の推薦に基づいて行われる形式的なものにすぎないと解すべきことは明らかである。

さらに付け加えれば、かかる解釈は、内閣総理大臣が「会員に会員として不適当な行為があるとき」（法26条）に同会会員を退職させる場合に「日本学術会議の

申出に基づ」(同条)くことを要件としていることとも整合するものである。

なお、仮に、同会議が把握していない候補者の行状等について、内閣総理大臣が把握した事実を基に任命を拒否することが例外的に許容されるとの解釈を採用するとしても、その場合には、内閣総理大臣が、国民に対し、任命拒否の合理的理由を具体的に説明しなければならないと解すべきである。なぜならば、内閣総理大臣による任命拒否は、先述したように、憲法が保障する学問の自由の制限に該当するところ、政府は憲法上の人権を合理的理由なく制限することは許されないからである。

以上によれば、この度の内閣総理大臣による任命拒否は、法3条の趣旨である学問の自由(研究機関の自律性)を合理的理由なく制限するものであるから、違法といわざるを得ない。

なお、今回任命拒否された6名は、それぞれ、安倍晋三内閣時代の秘密保護法、安保法制、共謀罪、辺野古新基地建設、新型コロナウイルス感染症対応に対して、科学者としての研究活動等により得られた知見に基づき批判的な意見を表明していた。こうした意見表明が任命拒否の理由ではないかとの懸念も表明されているところである。この懸念が真実であれば、これは、国家権力が大学の自治や学説の発表・教授を侵害した戦前の滝川事件や天皇機関説事件を彷彿とさせる行為といえることになろう。しかし、その真偽がどうであれ、こうした懸念が表明されるような状況の発生自体、政権に批判的な研究活動や意見表明を萎縮させ、ひいては個人の学問の自由を侵害することにもつながるのであるから、この状況の解消のためにも、菅内閣総理大臣は任命拒否の合理的理由を説明すべきなのである。

以上であるにもかかわらず、菅内閣総理大臣は、現在のところ、国会における答弁等でも、任命拒否の合理的理由についての説明責任を果たしているとは到底いえない。

よって、当会は、菅内閣総理大臣に対し、直ちに会員候補者6名の任命拒否を撤回し、同会議会員に任命することを求める。

2020年(令和2年)11月24日

青森県弁護士会

会 長 竹 中 孝